

山梨県公報

第千六百三十三号

平成十八年

一月十九日

木曜日

目次

告示

山梨県地域保健医療計画の変更……………一七
 保安林の指定……………一七
 道路の区域変更(九件)……………一八
 道路の供用開始(二件)……………一〇
 建築基準法に基づく道路位置指定……………一一
 換地計画の適当決定……………一一
 県営土地改良事業の完了……………一一
公 告
 肥料の登録……………一一
 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一一
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………一一

告示

山梨県告示第十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第十項の規定により山梨県地域保健医療計画を次のとおり変更し、平成十八年三月三十一日から実施する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課及び各保健所において一般の縦覧に供する。
 平成十八年一月十九日

一 二次医療圏を次のとおりとすることとした。 山梨県知事 山 本 栄 彦

圏 域 名	構 成 市 町 村
中北医療圏	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町

二 基準病床数を次のとおりとすることとした。

医療圏	市 町 村	基準病床数	既存病床数
峡東医療圏	山梨市 笛吹市 甲州市 芦川村		
峡南医療圏	市川三郷町 増穂町 鯉沢町 早川町 身延町 南部町		
富士・東部医療圏	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村		

医療圏名	基準病床数		既存病床数
	二次医療圏	合 計	
中北医療圏	四、五三八	八、一三六	九、〇五一
峡東医療圏	二、〇三二	一、〇五三	一、二二四
峡南医療圏	五三三		五五八
富士・東部医療圏			
二次医療圏			
県 全 域			
三次医療圏			
一般病床			
療養病床			
精神病床			
結核病床			
感染症病床			

備考 既存病床数については、平成十七年四月一日現在

山梨県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所
 上野原市上野原字池ノ平九三九〇・九四〇八・字秋ヶ沢九四二九の一・九四二九の二・九四三二の一・九四三二の二・字すか沢九四六六・九四六七・九五〇七(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
 二 指定の目的

三 干害の防備
指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 敷島田富線
三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲斐市大字名取字中河原三二二番の一地先から 甲斐市大字名取字中河原三四五番の三地先まで	八七・五	一七・〇	四一・一	七一・一
	一一三八・二			

山梨県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 塩平窪平線
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字牧丘町西保下字法喻庵一四五五番の一地先から 山梨市大字牧丘町西保下字北井一六〇八番地先まで	一〇・七	一一・五	五五・〇	五七・〇
	二〇・一			

山梨県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 一四一号
三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町大字長沢字家中四一九番地先から 北杜市高根町大字長沢字家中四二三番地先まで	八・五	七・三	一〇・七	四五・八
	一〇・七			

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北巨摩郡小淵沢町字井詰原二七二五番の九地先から 北巨摩郡小淵沢町字井詰原二七二五番の一六地先まで	五・〇	五・〇	五・四	二九・〇
	一一・五	二九・〇		

山梨県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市高根町大字東井出字前久保二五〇番地先から 北杜市高根町大字東井出字前久保二五〇番地先まで	七・七	七・九	七・九	九・七
	七・七	八・三		

山梨県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡道志村字大振八八七三番の三地先から 南都留郡道志村字大振八九二五番地先まで	一九・〇	一一・〇	二八・五	五四・〇
	二八・五	一八・〇		

山梨県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡道志村字釜の前八五五二番地先から	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一〇一・〇
	一七・〇	一七・〇		

三 南都留郡道志村字釜の前八五三八番の二地 先まで	新	二四・五	旧 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	一四・五 一八・〇	一〇一・〇	

山梨県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士宮鳴沢線
- 三 道路の区域

区 南都留郡鳴沢村字焼間八五二九番の六〇三 地先から 南都留郡鳴沢村字焼間八五二九番の六一三 地先まで	新	八・八 二七・〇	旧 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	一一・〇 二七・〇	八四五・五	

山梨県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号

三 道路の区域

区 北都留郡小菅村字大夏地二二〇三番の二地 先から 北都留郡小菅村字大夏地二二六九番の二地 先まで	新	一一・八 一七・〇	旧 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	一〇・二 一五・二	五二・九	

山梨県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類 一般国道	路線名 三五八号	区 西八代郡上九一色村大字梯字割 畑四七四番の二地先から 西八代郡上九一色村大字梯字西 平一〇三六地先まで	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
			一七七・〇	平成十八年 一月十九日

山梨県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道 茅野小淵沢 葦崎線	葦崎市水神二丁目五〇四〇番の 一 地先から 葦崎市本町二丁目二〇三六番の 二 地先まで	七六四・〇 平成十八年 一月十九日
--------------------	--	-------------------------

山梨県告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
南アルプス市十五所字宮西二二七〇番一
- 二 道路の幅員
最大四・六メートル 最小四・五メートル
- 三 道路の延長
三〇・七九メートル

山梨県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、中丸北土地改良事業共同施行代表申請者依田健から認可申請のあった中丸北地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十八年一月二十日から同年二月十六日まで
- 三 縦覧場所
南アルプス市役所
- 四 異議申出期間
平成十八年二月十七日から同年三月三日まで

山梨県告示第三十号

県営土地改良事業（中道地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十五年三月二十五日をもって完了した。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

公 告

● 肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により次の肥料の登録をした。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
山梨県第十六号	魚かす粉末	カツオ魚粉末	窒素全量及びりん酸全量の合計 十三・五 窒素全量 九・五 りん酸全量 四・〇	公定規格のとおり	湘南香料株式会社 東京都中野区江古田一丁目二十五番十号

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
都留市法能字新田七〇一の一、七〇二、七〇三及び七〇七の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都留市上谷五丁目十番一号 有限会社小林仏壇 代表取締役 小林清哲

九〇の三、二九〇の四、二九一の一及び二九一の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び
笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番